

## 04 木製残存型枠工（軽量鋼製枠複合式）について

### 第1 用語の定義

木製残存型枠工（軽量鋼製枠複合式）（以下、「木製型枠工」という）とは、軽量の鋼製枠を支柱とし、型枠材である平割材を積み上げるように取り付けられた構造物をコンクリート型枠として利用する工法である。

### 第2 適用

本仕様書は、木製型枠工を施工する箇所に適用する。

なお本書に記載のない事項については、環境森林部土木工事等共通仕様書に準拠し、必要に応じて監督員と協議して決定する。

### 第3 施工計画

- 1 請負者は、木製型枠工の構造及び施工手順を施工計画書に記載しなければならない
- 2 支柱は標準仕様図に示す間隔に設置し、規格寸法も同等以上の物を使用しなければならない。また、支柱に型枠材を固定する金具についても、同等以上並びに施工中に加わる荷重により型枠材が離脱することのない物を使用しなければならない。

### 第4 設置方法

- 1 規格寸法に留意し、整然とした出来型を確保できるよう努めなければならない。
- 2 型枠材は水平方向に並べ、できる限り密着させて設置しなければならない。
- 3 水抜管は、木製型枠工の面まで設置するものとし、勾配に合わせ切断しなければならない。
- 4 間詰工等を接合する場合は、型枠材を撤去して接合しなければならない。
- 5 構造物袖部等の施工に際し、設計された型枠材延長を変更できるものとする。
- 6 法勾配変化点及び天端において、出来型の調整を図るために型枠材の寸法を変更できるものとする。
- 7 必要に応じて、上下流側の型枠天端を平割材や単管等を用いて固定するものとする。
- 8 鉄筋セパの取付け角度は、型枠材に対して可能なかぎり緩勾配で設置しなければならない。

### 第5 施工管理

- 1 構造物の天端は、滞水が生じないように施工しなければならない。
- 2 支柱の空洞部等には、生コンクリート等を十分に充填させ、雨水等の侵入を防止しなければならない。
- 3 最初の木製型枠工設置終了時においては、その設置状況（幅・延長・法勾配等）について監督員の確認を受けなければならない。

### 第6 出来型管理

構造物の出来形寸法の測定は、型枠材の内側間で行い堤敷部で幅、延長をコンクリート

打設前に出来型管理を行う。また、各リフト打設完了時にあっては幅、延長、打設高さについて打設終了毎に検測と写真管理を行わなければならない。

## 第7 品質管理

平割材の規格は以下のとおりとする。

厚みは仕様寸法以上とする。

幅は仕様寸法とする。

長さは仕様寸法に限らず使用することが出来る。ただし、フレームの間隔等の条件は同じとする。